

# 平成25年度事業計画

## 第1 事業方針

我が国において、65歳以上の高齢者人口は23%を超え、「本格的な高齢社会」となっており、さらに団塊の世代が仲間入りしつつある。

平成24年9月7日に閣議決定された「高齢社会大綱」において、「特に、退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する」と掲げられており、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の展開は大いに期待されているところである。

岩手県内の経済情勢は、震災直後の特需に支えられる形で、持ち直し基調にあったとされているものの、資材の高騰等もあり、依然として足踏み状態が続いている。

こうした中、多様な地域活性・再生に密着した事業を展開するため、岩手県シルバー人材センター事業中期事業活性化計画の策定に向けた検討を行い、県内のシルバー人材センター(以下「センター」という。)においても、地方公共団体と連携し、福祉・家事援助サービス、教育・育児支援サービス、地域環境の保全等の取組みを進め、地域社会に密着した公益法人として運営を展開する必要がある。

また、被災から2年が過ぎても、未だに復興の形が見えない東日本大震災津波の被災地域に寄り添い、共に復旧・復興に向けて歩み続けて参りたい。

平成20年12月には新しい、公益法人制度が全面的に施行されるなど、センターを取り巻く環境は大きく変化しているが、今後も、センターによる就業その他の多様な社会参加活動の創出は、高齢者のセーフティーネットとして従前にも増して重要になることから、国及び地方公共団体の支援を確保し、効率的なシルバー事業を展開していく必要がある。

岩手県シルバー人材センター連合会は、県内の高齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動の機会をいつでも受けることができるようにするため、国・地方公共団体をはじめ、地域社会のシルバー事業に対する理解を一層深め、高齢者の多様な就業・社会参加の促進を図るものである。

また、岩手労働局からシニアワークプログラム地域事業の受託を図り、職業安定機関と連携して、高齢者の技能開発を中心とした雇用・就業支援、並びに高齢者の就業体験、ボランティア活動等の多様な働き方に関する情報提供等の総合支援を行い、県内の高齢者雇用・就業機会の確保等に努める事とする。

更に、高齢者の専門知識・能力を活かすための一般労働者派遣事業の効果的な推進を図るものとする。

## 第2 事業計画

### 1 雇用によらない就業機会の提供について

#### (1) 受託事業

県内の民間事業所及び官公庁や家庭等からの発注（需要）と高齢者の就業ニーズ（供給）を調整しながら、これらの仕事を高齢者に提供できるようにするため、広域需給調整事業として、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センターと共に地域に密着し、高齢者と仕事との的確なマッチングのため、隣接センター等との広域的な受注調整を行うとともに、就業機会の提供を行う。

### 2 雇用による就業機会の提供

#### (1) 無料の職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これをそのような仕事を希望する一般高齢者及び会員を対象に、無料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の無料職業紹介事業に係る統括管理を行う。

また、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会主催の無料職業紹介事業紹介責任

者講習に参加し、法令を遵守した適正な無料職業紹介を行う。

さらに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」等の一部を改正する法律の施行の伴い、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、届出により有料の職業紹介事業を実施することが可能になったことから、平成26年度からの実施可能に向けた準備作業を進める。

- ① 無料職業紹介事業紹介責任者講習への参加
- ② 職業紹介責任者講習への参加

#### (2) 一般労働者派遣事業

事業方針の定めるところにより、派遣労働を希望し、登録した会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき実施するものであり、一般労働者派遣事業の派遣元として、センター（事務所）と共に、地域に密着した一般労働者派遣による就業機会を提供し、県内全域の一般労働者派遣事業に係る統括管理等を行うとともに、次の事項を重点に実施する。

特にも、労働者派遣法の改正により、労働者の保護と雇用の安定を図るため、新たな義務が課されたことを受け、専門知識の確保のため、積極的に職業安定機関や教育訓練機関等と連携を図り、更なる法令遵守に努めて事業を推進する。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 登録会員への教育訓練の実施
- ③ 派遣業務担当者研修の実施

### 3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

#### (1) 講習事業

県内の高齢化の状況、働く意欲のある高齢者の地域社会へのニーズ等を踏まえて、講習内容について、調査研究を行い、重点分野を定め、この分野に係る就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけながら、より広い就業分野での仕事の確保と機会の提供を行うため、一般高齢者及び会員を対象に実施する。

- ① 5講習（県北、県央、県南、沿岸北部、沿岸南部）の実施

### 第3 事業推進のための諸活動

1 県内全域で、上記第2の事業を推進するための諸活動として、センターと共に、地域に密着した事業を発展・拡充させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、以下のとおり実施する。

#### (1) 普及啓発事業

県内全域で、県民、事業所、官公庁への普及啓発、並びに高齢者に対するシルバー事業への理解と加入促進及び意識啓発を目的とし、センターと共に、地域に密着した効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、次の事項を重点に実施する。

- ① 普及啓発促進月間を中心として、3センターと共催イベントの実施
- ② ホームページ、行政機関広報等を活用した普及啓発の実施
- ③ マスメディアを活用したCM等による普及啓発の実施
- ④ 各イベントへの参加（ブース出展等）による普及啓発の実施
- ⑤ 事業概要、カレンダー等作成配布による普及啓発の実施

#### (2) 安全・適正就業の推進

県内全域で、高齢者が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、利用者に損害を与えることなく、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、また、シルバー事業や関係法令等の理解に努め、法令遵守により事業を発展・拡充するために、安全・適正就業対策として、安全・適正就業推進委員会により、安全・適正就業推進計画等の策定、安全・適正就業の推進に係る情報提供、指導・助言・研修を行いながら、効果的かつ着実に、センターと共に、地域に密着した事業を実施することから、安全就業と適正就業の意識高揚と啓発活動として、次の事項を重点に実施する。

- ① 安全・適正就業推進委員会の開催
- ② 安全・適正就業推進強化月間を中心として、様々な形態での安全・適正就業の推進活動の実施
- ③ 安全・適正就業パトロールの実施

### (3) 調査研究

県内全域で、高齢者や地域社会及び利用者含めた本事業への意識やニーズ等を把握し、地域に密着した事業を発展・拡充するため、調査研究委員会により、計画に対しての実績等を踏まえ、様々なニーズに応えるための新しい事業展開等を調査研究し、事業内容に反映させ、センターと共に、高齢者や地域社会及び利用者へ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、新たに、事業の理解の底上げと今後の方向性等を協議することを目的とし、会員、若手職員、一般等を対象としたワーキンググループを設置し、事業を推進することとする。

更に、事業実績の集計等を行い、ホームページ等により公開する。

- ① 調査研究委員会の開催
- ② 事業実績の関係機関等への周知の実施
- ③ ワーキンググループの設置

### (4) 就業分野の開拓・拡大

県内全域で、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与し、高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会の提供を受けることができるため、さらに、高齢者に相応しい仕事を受注することで、会員の確保に繋げると共に、利用者のニーズに応えた結果として、センターの事業の発展・拡大にも繋がることから、センターと共に、地域に密着した仕事の需給調整及び就業開拓等として、情報提供、指導・助言を行いながら、取組むこととする。

- ① 役員等による事業所及び官公庁への訪問等の実施
- ② 未設置町村への設置促進訪問の実施

### (5) 相談・情報提供

県内全域で、シルバー事業の適正な実施のため、研修や会議等に参加し、様々な情報収集を行い、高齢者や地域社会及び利用者へ提供するために、センターに対し、相談・研修を実施し、地域における高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、雇用、就業等に係る相談及び情報提供のための相談会等を、センターと共に、一般高齢者等を対象に実施する。

- ① シルバー事業の適正な運営のための相談・研修の開催
- ② 雇用、就業等に係る相談会の開催

### (6) 社会参加活動の推進

県内全域で、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るために、ボランティア活動等の多様な働き方を通じ、自主的活動に対する意識や、共助の精神で共働するという意識を高めることを、社会参加等を通して一般高齢者と会員を対象に活動する機会を提供する。

- ① マスメディアを活用した普及啓発と併せ、各イベントへの参加のなかで、ボラ

ンティア活動を展開する。

## (7) シニアワークプログラム地域事業の実施

少子高齢化が進展する中で、日本経済の活力を維持していくためには、高年齢者が長年培った知識・経験を生かし、その意欲と能力に応じ、できるだけ多くの高年齢者が、労働等を通じて社会を支える側に回る事が重要であり、自立を目指す高年齢者を支援していく必要がある。

このため、高年齢者の雇用・就業機会の確保を促進することを目的として、職業安定機関、地域の事業主団体等の参画の下、就職を希望する55歳以上の高年齢者を対に、その居住地により近い地域において主に短時間雇用を前提とした技能講習の設定、雇用・就業確保推進員の配置等により、雇用・就業につなげるための一貫した就職支援をおこなうことにより、高年齢者の雇用・就業につなげることを目的とし実施する。

- ① 業種別事業主団体等に対する高年齢者雇用の啓発
- ② 求人・求職者に対する周知・広報及び雇用・就業情報の提供等
- ③ 技能講習の実施
- ④ 面接会の開催
- ⑤ フォローアップの実施

## (8) 部会及び委員会、各種会議等の実施

県内全域で、高齢者が同じ条件の下に、働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センターと共に地域に密着し、シルバー事業を運営する必要があることから、理事会の積極的な活動により、県全体の事業拡大・発展を常に念頭に置き、各拠点の事業活動と十分な調整を図り、県下統一的な見解の下に、担当を定め、役割を分担し、理事会に直属する専門的役割を果たす機関として、理事会の職務の円滑適正な運営と事業の推進を図ることを目的とした、連合会部会を開催する。更に、法人運営及び事業運営に関する様々な課題等について、部会と連携して事業拡大・発展のために協議する機関として、各分野に精通している拠点事務局長による、連合会委員会を開催する。

また、必要に応じて、理事長及び事務局長合同会議、事務局長会議等として、部会及び委員会での協議結果等を情報提供し、事業推進の方針を徹底する場として開催する。